

京都市教育委員会教育長訓令甲第13号

事務局

学 校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第3条第2項中「，下京中学校教育企画推進室長，工業高校改革推進室長」を削り，同条第9項中「その代決事項は」の右に「事務局長が，事務局長事故あるときは」を加え，同条第14項中「下京中学校教育企画推進室長，工業高校改革推進室長，」を削り，同条第17項中「子ども安全課長等」の右に「のいずれか」を加え，同条第18項中「総合教育センター下京中学校開設準備室長及び」を「総合教育センター下京区統合小学校開設準備室長又は」に改め，同条第19項中「及び」を「若しくは」に，「並びに」を「又は」に改め，同条第20項中「及び」を「又は」に改める。

別表課長（体育健康教育室の子ども安全課長等及び生涯学習部の生涯学習課長等を除く。），教育環境整備室長，下京中学校教育企画推進室長，工業高校改革推進室長，音楽高校改革推進・建設室長，教員養成支援室長，地域教育専門主事室長，情報化推進総合センター所長，企画推進室長，総合教育センターカリキュラム開発支援センター長，総合教育センター下京中学校開設準備室長，教育相談総合センターカウンセリングセンター長，教育相談総合センターふれあいの杜館長，生涯学習総合センターの分館の館長，右京中央図書館開設準備室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館（久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。）の

館長の項中「，下京中学校教育企画推進室長，工業高校改革推進室長」を削り，「総合教育センター下京中学校開設準備室長」を「総合教育センター下京区統合小学校開設準備室長」に改め，同項第5号中「所属の」の右に「教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員を除く。），嘱託員及び」を加える。

別表総務課長の項第5号中「職員の」を削る。

別表調査課長の項第8号中「養護育成教育就学奨励費」を「総合育成支援教育就学奨励費」に改める。

別表教職員給与課長の項中第2号を削り，第3号を第2号とし，第4号を第3号とする。

別表体育健康教育室の子ども安全課長等の項第5号及び同表生涯学習部の生涯学習推進課長等の項第5号中「補佐職員（」の右に「教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員を除く。），嘱託員及び」を加える。

#### 附 則

この訓令は，平成19年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）